

2世保育第1754号
令和3年1月8日

区内保育施設

在園児童の保護者の皆様へ

世田谷区 保育部長 知久 孝之

国の緊急事態宣言を受けての保育施設の運営について

日頃から世田谷区の保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

これまで区では、「感染状況に応じた保育の対応」に基づき、感染症対策を徹底の上、「新しい日常における保育」通常保育としての対応を各保育施設にお願いしてまいりました。保護者の皆様におかれましては、この間、感染予防対策へご協力いただき、改めて御礼申し上げます。

1月7日に国より再度、「緊急事態宣言」が発令されました。区内の新型コロナウイルス感染者数は、昨年末から急速に拡大しており、区内保育施設においても感染報告が急増し、休園する園も出るなど、非常に逼迫した重大局面が続いております。区としては、今般の感染状況と国の緊急事態宣言を受けまして、現在の通常保育では、感染拡大防止と安全な保育を継続していくことが難しいと判断したため、「感染状況に応じた保育の対応」を一部改訂した上で、保育対応レベルをレベル2に引き上げることとし、保育所等運営の考え方を以下の通り定め、保護者の皆様には可能な範囲で登園の自粛のご協力をお願いすることとなりました。

区では、引き続き、子ども達の健やかな育ちと未来を守れるよう、感染拡大防止に全力で取り組んでまいりますので、保護者の皆様もお通りの園と協力しながら、各人ができる限りのことを行うことで、この難局を一緒に乗り越えていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、この通知文に記載の取り扱いについては、現時点のものです。今後の状況によっては変更することもございます。

1 保育所等運営の考え方

新型コロナウイルス感染拡大の防止のために、就業先の自粛や休業等により自宅での保育が可能な方及び今後、就業先との調整がつき仕事を休める方につきましては、登園の自粛や保育時間短縮のご協力をお願いいたします。また、在宅で勤務されている方や認定こども園の幼稚園枠の方につきましても、登園日数を減らしていただくことや保育時間の短縮など、可能な範囲でのご協力をお願いいたします。そのうえで、保育が必要な方には、通常と同様に保育の提供を行ってまいります。

※今回の登園の自粛の協力をお願いについては、保護者の方の判断において、登園を控えたり、保育時間の短縮などご協力していただける可能な範囲でお願いするものですので、登園する場合は、どなたでもご利用いただけます。

登園自粛のご協力のお願いにあたりましては、1月12日（火）からの登園自粛のお願い期間中の保育料の減額をいたします。

（登園自粛協力のお願いの対象施設）

区立保育園、私立保育園、地域型保育事業、私立認定こども園、認証保育所、保育室、保育ママ

2 適用期間

令和3年1月12日（火）から緊急事態宣言適用期間である2月7日（日）までとします。なお、就業先と調整される間は、保育を継続いたします。

3 保育所等の運営について

保育の実施にあたっては、「新しい日常における保育」対応ガイドラインに基づき、園内における罹患者やクラスターの発生防止策を徹底し、感染拡大防止の強化を図った上で、適切な保育を実施してまいります。

4 保育料等の取扱いについて

保育料等の取扱いにつきましては、昨年の登園自粛期間同様に児童の欠席理由にかかわらず、登園した日数に応じて保育料を決定します。算定方法や徴収方法等の詳しい内容は、区ホームページをご確認ください。

【区ホームページ掲載場所】

（1）認可保育園等

ホーム>目次から探す>子ども・教育・若者支援>保育>保育園の申込み等について>入園のご案内>新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う認可保育園等の保育料等の取扱い

（2）認可外保育施設

ホーム>目次から探す>区政情報>区の紹介・統計情報>区の紹介>区からのお知らせ>新型コロナウイルス感染症の影響による認可外保育施設の保育料の取扱い

※上記（1）、（2）ともに、ホームの「ピックアップ 新型コロナウイルス感染症に関するまとめ > 子ども・子育て > 保育園・児童館等」からもご覧いただけます。

5 保護者の皆様へのお願い

- ①登園前にお子様の体温を計測し、発熱や咳等の症状がある場合は登園を控え、自宅で休養をとり、体調が回復してから登園してください。また、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園はお控えください。
- ②保護者、同居の家族の方で咳や発熱等の症状がある場合もお子様の登園はお控えください。
- ③送迎の際はマスクの着用、施設内に入るときの手指消毒をお願いします。
- ④ご家族に体調不良の方、新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合や検査の対象にな

った場合は、お通いの園にお知らせいただき、検査結果もお伝えください。

⑤濃厚接触者となった場合は、検査の結果にかかわらず、健康観察期間の登園をお控えください。

6 その他

今回の「登園自粛への協力のお願い」は、国の「自治体等から利用を控えるよう依頼があった場合」に相当する、いわゆる登園の自粛をお願いするものです。

7 添付文書

「感染状況に応じた保育の対応」改訂版

※現在の状況に応じて対応内容を一部改訂しました。

【担当】

区立保育園に関する事 電話 03-5432-2319

私立保育園に関する事 電話 03-5432-2320

認定こども園・地域型保育事業に関する事 電話 03-5432-2334

認可外保育施設に関する事 電話 03-5432-2313

保育料等の取り扱いに関する事 電話 03-5432-1200